

### 1900年の備讃瀬戸沿海村(2)

大崎, 晃

---

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

94

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

1995-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004748>

# 一九〇〇年の備讃瀬戸沿海村(二)

大崎 晃

## 目次

- 一 序
- 二 旧漁業法前の鯛網漁場争論(一部迄前号)
- 三 漁業組合と漁場占有利用権
- 四 旧漁業法後の鯛網漁場争論
- 五 塩田開発と漁場占有利用権
- 六 沿海村と時代状況

## 二 旧漁業法前の鯛網漁場争論(承前)

1

以上が瀬居島沖漁場への六カ町村による鯛網新規着業不成功の顛末である。海面官有宣言による旧藩時代の漁場占有利用権の終焉、漁民層分解とブルジョワ的経営化の進展、沿岸漁場の狭隘と漁業資源の逼迫等を時代背景とした組合準則期の漁場政策の潮流には、前期的体制をにわかには払拭しきれない地方漁業組合に漁業調整がゆだねられたために、旧慣擁護と新規参入阻止の力が強く働いていたとみることができる。



何河勝次	何河秀次	何河五三郎	広瀬伊三郎	中山伊九郎	岡田常八	坂出町	細谷利三郎	盛田貞一	浜崎佐五郎	盛田又三郎	小野庄次	浜崎佐吉	浜崎嘉次平	松尾弥四郎	榎本直蔵	松浦弥八	秋山二羽蔵	塩田浜吉	秋山時次
1	1	1	1																
3			3	3	3		3	3	3	3	3		3						
												1	1						
														2	2	2	2	2	2
			1											3					



大和百三郎	乃村勝次郎	王越村乃生	六力村共有	三木沢松	浜本芳松	植田亀太郎	蛭子長作	浜本石松	竹田亀四郎	中野安吉	中本茂八	浜本弥助	川崎喜太郎	酒造松蔵	浜田丈吉	川崎庄五郎	中野長六	戒長吉	植田松蔵
			24																
				3	3	3							3		3	3			
2	2				2	2	2	2	2	2	2	2	2				2	2	2
														3	3	3		3	















表2 中笠居村久保栄吉鯛大網漁獲高

漁獲高	漁獲数	年度	漁獲高	漁獲数	年度
円	尾		円	尾	
2,416	5,220	明治31年	421	3,755	明治5年
2,653	7,420	32	174	723	6
1,465	3,454	33	1,059	5,848	7
5,086	8,721	34	952	4,677	8
8,648	15,768	35	2,001	12,487	9
7,072	11,057	36	990	6,133	10
4,791	10,780	37	814	6,077	11
5,035	7,304	38	2,274	13,241	12
6,012	7,956	39	3,650	21,796	13
3,755	4,348	40	2,631	9,476	14
6,006	6,925	41	3,176	13,354	15
7,294	8,971	42	898	4,586	16
4,438	6,365	43	1,784	12,317	17
3,827	6,029	44	2,404	26,404	18
3,170	4,487	大正1年	1,897	18,562	19
1,854	2,669	2	2,715	19,291	20
3,371	6,024	3	2,146	14,564	21
1,962	3,441	4	2,336	13,184	22
2,791	5,228	5	1,141	6,233	23
			3,558	16,979	24
			2,182	7,100	25
			4,281	26,105	26
			1,706	9,381	27
			5,881	11,837	28
			5,049	15,054	29
			7,284	20,957	30

『香西漁業史』531～34頁より作成。

表1によると漁業種類は二十六種におよぶが、ほとんどが一経営体三人以内の小規模なもので家族労働でまかなわれていた。わずかに中高網等が村内共同で営まれているが、漁獲高は労力の割には多くないので配当額は他の業種におよばない<sup>(1)</sup>。この中で鯛大網および鯛地槽網の生産額がこの水域で唯一対照的に高いことは、七カ町村による瀬居島沖での鯛大網新規着業に反対した中笠居村の久保栄吉の操業成績(表2)と比べれば明瞭である。また一人で五種の業種を営み、阿野鶴足郡漁業組合頭取で、七カ町村の鯛大網新規着業出願人代表の阿比野勇のような階層分解の問題については後章でとりあげる。

注  
 (1) 抽 稿「一九〇〇年の備讃瀬戸沿海村(一)」法政大学教養部紀要 第九一号 社会科学編 一九九四年 七五〜七六頁。

### 三 漁業組合と漁場占有利用権

鯛大網の新規着業認可が障害にのりあげている間、七カ町村は瀬居島漁場の慣行漁業権を主張する中笠居村等三カ町村に対して、もう一つの運動を展開した。まず中笠居村の声から聞こう。

#### 漁業権二付同

抑モ本村鯛鱒網々代場及東浜町西浜町鯛釣漁場区域ハ大槌島中央漁場海境ヲ基点トシ東西ニ区分ス則チ東ハ大団瀬漁画ヨリ順次漁場境界ニ添フテ中瀬網代場ヲ経女木島南補筒鼻ニ至リ又同所ヨリ山田郡屋島長崎ノ鼻ニ至ル西ハ大槌島中央ヨリ室木島東ノ鼻ヲ限リ漁場境界ニ添フテ阿野郡蛸崎ノ鼻ニ至ル慣行区域タルハ昔時享保十七年備前国児島郡日比村利生村波川村ト大団瀬並ニ大槌島ニ辺リ論訴トナリ此際旧幕府裁許ニヨリ大槌島ヨリ東大曾瀬廿五町ノ処北面ハ備前国日比利生波川三ヶ村ノ獵場南面ハ讃岐国香西浦ノ獵場タルヘシト判決下サレ茲ニ至リテ本浦鱒網専用漁場タルヲ確定ス其後寛保元年塩飽島ト阿野郡沖カラ近傍ニ当リ論訴惹起シ又々旧幕府裁許ニヨリ沖ハ地ノ瀬居島小瀬居島室木島三ヶ所東ノ端ヲ見通シ西面ハ塩飽ノ獵場東面ハ高松(即本村西浜町東浜町ヲ云フ)ノ獵場タルヘシト茲ニ本村鯛網西浜東浜鯛釣専用漁場タルヲ確明ス爾來稍漁場静謐ナリシニ近時明治十六年岡山県児島郡下津井村田ノ浦村吹上村大島村春季鯛業期ニ際シ我営業ヲ侵害シ制止スルモ聞入レサルヲ以大阪控訴院ヘ控訴セシニ同十九年十二月廿五日付ヲ以テ裁判宣告ヲ得タリ此際大槌島中央ヨリ室木島東南ノ鼻ヲ見通シ其宣告タルヤ論所ノ海面区域ハ古來控訴人ノ専用漁場ニシテ入会ノ権ナキ者ニシテ大槌島中央ヨリ室木島東南ノ

鼻ヲ見通シ限界トシ是ヨリ以南ナル控訴人ノ漁場ニ立入り漁獵ス可ラスト認定セラルル狀況アリアルヲ以テ旧藩時ニハ春季五十日間余(概ネ清明ヨリ向フトス)有限中ハ藩主ヨリ數艘ノ番船ヲ出シ敵ニ侵獵者ヲ防禦シ厚キ保護ヲ蒙ル廢藩後尚引統キ香川県庁ノ保護ヲ受ケ居リシニ明治五年御改正ニヨリ番船廢止ト相成換フルニ旗印ヲ下付セラル爾來本村東浜西浜一村ニケ町漁業者中ヨリ數艘ノ番船ヲ出シ(時トシテ小蒸氣船代用)且請願巡查ト共ニ侵入漁者ヲ制禦シ來レリ古今ニ徴シテ春季五十日間余ハ本村鯛鱒網業者東浜西浜町鯛釣漁業純然タル專用漁場タルヤ明カナリト認メラレ候

然ルニ今回阿野鷓足郡ニ於テ新規取締組合ナルモノヲ設ケ本年四月十六日付ヲ以テ同郡役所へ伺出ノ上旧慣行ニ依リ入場漁權アル地ノ組合ニハ總テ加入スヘキ義ニ有之由該郡役所ノ命令アリタル趣ヲ以テ本村鯛漁者へ加入申込アリタリ個ハ本職ニ於テ該命令書ヲ意味スルニ入場漁權トアルハ全ク互ニ入会スル漁場ノ謂ニシテ如斯入会アル場合ハ漁業取締規則第九條ヲ遵守シ加入スヘキハ可然存スルモ本村鯛業者ノ如キハ所謂純粹ナル一個專有ノ資格ヲ有スルモノニシテ敢テ他ヨリ干渉ヲ受クヘキ限リニ非ラスト想像ス茲ニ加入スルトセヨ勢ヒ幾分ノ干渉ヲ免カレスト存ス(然ラサレハ焉ソ加入ノ必要ヲ見ス)然ルニ本村鯛鱒漁者ノ如キハ獨立獨歩占有權ヲ有スルモノニシテ他ノ干渉ヲ受クヘキ理由何レニ生スルモノナリヤ之レ本職力疑問措ク能ハサル所ニシテ目下季節ニ際シ最モ切迫ノ場合ニ候条速ニ何分ノ御明示相成度此段至急相伺候也

明治卅年四月廿八日

香川県知事 徳久恒範殿

香川県中笠居村長 泉川晃義

(香西漁業史)

漁權侵害ノ義ニ付伺

本月四日付ヲ以テ字瀬居島漁場ニ於テハ他府県入漁鯛釣漁者へ小旗ヲ交付スルハ独り高松市及本村字香西二限

表3 阿野鷓足郡漁業組合一時加入者

明治31年	明治30年	加入者の母村
人	人	
18	1	兵庫県明石町
	13	岡山県児島郡下津井町
1	4	広島県安芸郡須波町
4	2	広島県安芸郡下蒲列島村
2	6	広島県豊田郡豊浜村
6	2	広島県豊田郡大崎村南村
1		広島県豊田郡大崎村沖浦
1		広島県加茂郡与田原村
13	3	山口県大島郡蒲室村冲家室
1		山口県大島郡家室西方村
3		香川県那珂郡塩飽本島
8	7	香川県那珂郡与嶋村
14	3	愛媛県越智郡今治村下浜
11	3	愛媛県越智郡来島村
	12	愛媛県越智郡宮窪村
	5	愛媛県越智郡関前村
	1	愛媛県温泉郡新浜村

「一時組合加入人名簿」(阿比野家旧蔵文書)より作成。

リ交付スル慣例ナルニ阿野鷓足郡漁業組合ハ猥ニ他県入漁者ヲ瞞着シ組合證票ヲ交付シタル廉ヲ以テ相伺置候処大胆ニモ本月十三日香川新報第二千四百一十一号雜報欄内へ正誤申込ト題シ元来瀬居島漁場ハ阿野鷓足郡各村浦ト高松香西浦共用漁場ナルノミナラス凡本県海産業ニ於テハ何レノ場所タリ共専用漁場ナルモノ断シテ無之皆共同使用スルノ権アルノミト云ヒ加之乃生浦ニ出張所ヲ設ケタルハ組合加入者ニ證票ヲ渡シ漁業取締ノ為メニシテ手数料等取リタルニアラスト云ヒ種々雑多ノ虚辞ヲ構ヘ(中略)濫ニ本村及高松市ノ漁画ヲ紊乱シ当地方漁者ノ激昂ヲ高メ故ニ目下捕魚終季ニ垂ントスル今日權利保護上ニ当リ頻ニ本職ニ迫リ来候条如何申聞候テ可然哉頓ニ説論ノ途絶ヘ果テ殆ント困難維シ窮スル場合何卒至急何分ノ御指令相成度此段相伺候也

明治卅年五月十五日

香川縣中笠居村長 泉川 晃 義

香川縣知事 徳久 恒 範 殿

(香西漁業史)<sup>(2)</sup>

瀬居島沖鯛漁場は中笠居村等三カ町村の専用漁場で

あったことは、旧藩時代には藩から見張り番船の下で保護されたことや、廃藩後はこれにかえて県から下付された旗を立てた番船が見張る等の事実によって公認されていた。ところが近年阿野鶴足郡漁業組合は、香川県漁業取締規則第九条「各漁場ニ於テ営業セントスル者ハ県ノ内外人ヲ問ハズ総テ其地ノ組合ニ加入シ其規約ニ遵フヘシ」に基づいて、瀬居島漁場を含む地先水域での入漁操業者に同組合への加入を求めた。県外人漁者はこれに従ったが(表3)、中笠居村等三カ町村は旧慣による専用権を主張してこれを拒否した。七カ町村側は組合という組織を通じて水域利用再編成の主導権掌握を策したのに対し、それは三カ町村側にとっては専用漁業権の否定を意味した。事態は訴訟に発展していくこととなった。

#### 漁業組合加入請求之訴

香川県鶴足郡宇多津村

香川県阿野鶴足郡漁業組合頭取

原告 阿比野 勇

香川県香川郡中笠居村鯛網漁業者

被告 久保栄吉

#### 訴訟ノ目的

一 漁業組合ニ加入シ規約ニ従ハシムル事

一定ノ申立

一 被告ハ香川県阿野鶴足郡漁業組合ニ加入シ同組合ノ定ムル規約ニ従フ可シトノ御判決被下度候訴訟費用モ被告ヨリ申受度候

事 実

一 原告ハ成規ニ拠レル香川県阿野鵜足郡漁業組合頭取ニ有之候  
一 被告ハ毎年清明ヨリ日数五十日間香川県阿野鵜足郡所屬海面（俗ニ所謂瀬居島漁場）ニ於テ罾網ヲ卸シ漁業ヲ営ミ居ルモノニ有之候

一 明治廿七年十二月二十日香川県令第五十九号ヲ以テ漁業取締規則ヲ發布セラレ翌廿八年一月一日ヨリ施行相成候而シテ右規則第九条ニ「各漁場ニ於テ營業セントスル者ハ県ノ内外人ヲ問ハス總テ其地ノ組合ニ加入シ其規約ニ遵フヘシ」トノ明文有之候

右ノ訳合ナレハ被告ハ当然原告組合ニ加入ス可キ筈ナルニ拒ミテ加入セス本年ニ至リ書面ヲ以テ原告組合ヨリ被告ニ其加入ヲ督促致シタル所（中略）頑トシテ之ニ応セサルノミナラス被告ハ年々原告郡海面ニ於テ他ノ漁業者ニシテ原告組合ニ加入シ其組合ノ規約ニ従フモノヲ妨ケ專横恣ノ舉動ヲナシ原告組合ヲシテ損害ヲ被ムラシムル事尠少ナラス依テ茲ニ本訴仕候次第ニ御座候間訴旨相立候様御判決被下度候也

明治三十年七月八日

原告訴訟代理人

森内房之助 印

高松地方裁判所民事部長

判事 三 沢 元 衛 殿

(「香西漁業史」)

漁業組合加入請求之訴ニ対スル答弁書

一定ノ申立

一 原告ノ請求ハ甚タ不当ナルニ付速ニ排斥ノ御判決被成降下度併セテ訴訟費用モ原告ヨリ申受度候  
事 実

一 被告ハ先代ヨリ鯛網業者ニ在之毎年清明ヨリ日数五十日間香川県第六漁区ノ内第二番漁場ニ於テ鯛網漁業相  
営ミ居ルモノニ在之候

一 被告カ鯛網漁業セル右漁場ハ往昔ヨリ単ニ被告共ノ専用漁場ニシテ原告ノ如キハ毫モ嘴ヲ容ルヘキ権利更ニ  
無之候

一 明治廿七年十二月廿日香川県令第五十九号漁業取締規則第九条ハ本件ノ如キモノニ適用スヘキ筋合ノモノ無  
之候

明治三十年七月廿五日

被告訴訟代理人

井戸 文四郎

高松地方裁判所民事部長

判事 三沢 元 衛 殿

(阿比野家旧蔵文書)

もとより両者の主張は正反対であるが、ここで興味深いのは香川県および山田郡香川郡による行政側の見解である。

二第二一七号

明治廿九年十二月廿五日付ヲ以テ漁業組合加入者心得方ノ義知事宛御伺ニ相成候処右ハ同年訓令第二十四号ニ  
依リ本郡長ヨリ知事ヘ伺出タル旨当時御通知及置尋テ客年四月廿八日付ヲ以テ又々漁業ノ件ニ付知事宛御伺出ノ  
書面ハ其俟進達致置候処今般知事ノ命ニ依リ内務部長ヨリ通牒越候ハ右兩件伺ノ件熟レモ瀬居島漁業紛議事件ニ  
相関連スル漁業組合ニ加入方ノ義ニ有之候処右ハ漁業取締規則第九条ノ解釈如何ニ起因致候ト存セラル果シテ然

ラハ同条ノ精神ハ旧慣ニ依リ甲組合ノ者縦合乙組合所屬ノ海面ニ於テ營業ノ權ヲ有スルモ此場合ハ総テ海面所屬地ノ組合ニ加入スヘキ筋ニ有之而シテ瀬居島漁場ハ阿野鷺足漁業組合ニ屬スヘキモノト認メ候条其旨該村長ヘ示達スヘキトノ旨趣ニ有之候条右御了知相成度依命此段及通牒候也

明治卅一年四月七日

第二課長山田香川郡書記 井上正義 印

香川県中笠居村長 泉川晃義殿

(香西漁業史)

ここにある明治廿九年十二月廿五日の知事宛御伺とは、明治廿七年にできた香川県漁業取締規則に対する組合加入についての質問で、次のようなものである。

漁業組合加入者心得方ノ義ニ付伺

明治廿七年本県令第五十九号漁業取締規則第九條中唯々各漁場トアリ其区域ヲ限ラサルモノナレハ組合ニ加入シ規約ヲ遵守スルニ当リ二種ノ心得方在之義ト存候第一甲漁業組合ノモノ乙漁業組合地区ノ沖合ニ於テ古来ヨリ専用漁場ヲ有シ慣例ニ基キ番船ヲ出シ漁場ヲ取締其費用ヲ負担スル以上ハ乙漁業組合ニ加入シ組合費ヲ負担スルノ道理ナキハ勿論他ヨリ入漁スルモノト雖甲ノ組合ニ加入シ規約ヲ遵守スヘキ義ト確信候第二第一ト正反對ニシテ幸ヒ乙ノ漁業組合地区ニ專屬スル漁場アリトセハ他ヨリ入漁スルモノハ素ヨリ其他組合ニ加入シ規約ヲ遵守スヘキハ勿論ナルモ独リ入会漁權ヲ有スル者ニ限り豫メ合意ヲ求メ居カサルトキハ他日該当組合規約ヲ遵守セシムルコト難シト存候右ノ通心得居候テ可然哉為念此段至急相伺候也

明治廿九年十二月廿五日

香川県中笠居村長 泉川晃義

香川県知事 徳久恒範 殿

(香西漁業史<sup>(c)</sup>)

二つの問合せに対する行政側の見解は、瀬居島漁場は地先である阿野鷓足郡漁業組合に所属すること、したがって入漁者は同組合に加入すべきであると、明瞭な見解を示していることは注目される。これに対して当然のことながら中笠居村側からはいくつもの反論が展開された。その主なものを次にあげる。

漁業取締規則ノ義ニ付伺

明治廿九年十二月廿五日付及客年四月廿八日付知事宛伺ノ件ニ付本月七日ニ第二一七号ヲ以テ御通知牒相成候処ニ依レハ右兩件伺ノ件ハ孰レモ瀬居島漁業紛議ニ相関連スル漁業者組合加入方ノ義ニ有之候処右ハ取締規則第九條ノ解釈如何ニ起因致候ト存セラル果シテ然ハ同條ノ精神ハ旧慣行ニ依リ甲組合ノ者仮令乙組合所属ノ海面ニ於テ營業ノ權ヲ有スルモ此場合ハ總テ海面所属地ノ組合ニ加入スヘキ筋ニ有之而シテ瀬居島漁場ハ阿野鷓足郡漁業組合ニ属スヘキモノト認メ云々ト在之候右之通牒之趣旨ハ一々敬承仕候得共第九條ノ解釈ニ就テハ尙其意ヲ得サル廉大ニ御座候其故ハ瀬居島漁場ハ阿野鷓足郡漁業組合ニ属スヘキモノト認メ第九條ヲ適用セントスルノ解釈ナルヲ以テナリ果シテ御意見ノ通ナラハ其漁場ハ(海面ニアラス)阿野鷓足郡漁業組合ニ属シ居ルカ將タ山田香川郡高松市漁業組合ノ所属漁場ナリヤ否ニ付講究セサルヲ得ヌ而シテ明治廿八年御認可ノ山田香川郡高松市漁業組合規則ニ依ル時ハ漁場ノ区域ハ旧慣行ニ依ルトアリ(個ハ愛媛県庁モ認ムル処ナリ)果シテ然ラハ香川県庁ハ已ニ既ニ瀬居島漁場ハ山田香川郡高松市漁業組合所属ノ漁場ト認メ居ルニアラスヤ又漁業組合ノ区域ハ行政区域ニ依ルノ明文アリヤ否ヤ殊更第九條ハ各漁場トアリ其所属地ノ明記ナシ之ニ依テ之ヲ觀ル時ハ陸地ヲ離レタル海面ニ於テハ漁場ノ区域ヲ基礎トシ其慣行ニ依テ組合工認可シタルモノナルモシ之ニ反スルトセンカ慣行アル地ノモノハ慣行ナキ地ノモノニ支配サル不都合ヲ生ヌ豈ニ第九條ハ如此狹義ノモノニアラス況ンヤ当中笠居村ノ漁業

者ハ総テ山田香川郡高松市漁業組合ニ加入シ規則ヲ遵守致居候右ノ次第ナレハ如何心得候テ可然哉自然漁夫ヘ教示方モ御座候ニ付折返何分ノ御指令相成度此段相伺候也

明治卅一年四月九日

香川郡中笠居村長 泉川 晃 義

山田香川郡長 松崎 次郎 殿

(香西漁業史<sup>(6)</sup>)

漁業組合加入ノ件ニ付伺

阿野鷓足郡漁業組合頭取阿比野勇ヨリ当山田香川郡漁業組合員タル香川郡中笠居村鯛網營業者久保栄吉外四名ニ対スル其組合加入請求ノ件ハ独リ鯛網營業者ニ限ラス当組合全体ニ関スル事件ニシテ就中高松市及香川郡中笠居村漁夫ノ権利々害ニ関係スル重大ノ事件ナリトス随テ瀬居島漁場ハ当組合ノ所屬認可地ナルヲ以テ該漁場ニ於テ漁業ヲ為スモノハ殊更ニ阿野鷓足郡漁業組合ニ加入スルノ理由無之阿野鷓足郡漁業組合頭取力漁業取締規則第九條ニ依リ組合加入ヲ強スルカ如キハ抑モ物ノ本末ヲ謬リタルモノナリ如何トナレハ漁業組合ハ同業ノ組合ト各種混同ノ組合ト二種アリテ本県漁業組合ハ後段ニ属スル組合ナリ然リ而シテ其漁業組合設置ノ漁場ハ慣行ノ厚薄ニ因テ所屬ヲ指定スルヲ以テ至当ナリトス然ラサレハ爰ソ漁業ノ福利ヲ増進シ弊害ヲ矯正スルコトヲ得ヘケンヤ又瀬居島漁場ハ当高松市及香川郡中笠居村ノ専用漁場ナルヲ以テ当組合ヲ設置スルヤ同時ニ認可地トナリタルモノナレハ此際香川郡中笠居村及高松市ノ漁夫ハ決シテ阿野鷓足郡漁業組合ニ加入スヘキモノニアラスト確信仕候居候得共一応為念此段相伺候也

明治卅一年四月十四日

香川郡中笠居村漁業者総代

久保 栄 吉 印

高松市漁業者総代

外二名

野村利平印

外一名

山田香川郡高松市漁業組合取締

小早川駒吉印

山田香川郡高松市漁業組合取締

奴賀新造印

香川郡中笠居村長

泉川晃義印

香川県知事 徳久恒範殿

(香西漁業史)

ここで中笠居村側は、漁業区域を旧慣行によると記した山田香川郡漁業組合規則を香川県も認可済みである以上、瀬居島漁場が中笠居村のものであることも公認されているとの手続き論、漁場（海面ニアラス）と特に注記ありの所属には行政区域ばかりでなく慣行にも配慮するのが合理的という現実論等を展開した。これに対して香川県および山田郡香川郡の行政側は、前回と同じ趣旨を回答したのだった。

乙第二二四一号三

香川郡中笠居村漁業者総代

安部伝次郎

外二名

高松市漁業者総代

野村 利平

外一名

本月十四日付漁業組合加入ノ義ニ付知事宛ノ伺ハ明治廿九年四月本県訓令第廿四号ニ依リ本官ニ於テ左ノ通指  
示ス

明治廿七年十二月本県々令第五十九号漁業取締規則中漁場ハ慣行ノ厚薄ニ因リテ其ノ処属ヲ定ムルノ明文無之  
又組合規約認可ハ山田香川郡高松市ノ海面ニ属スル組合規約ノ認可ニ止リ延テ阿野鷓足郡ノ海面ニ及ホスヘキモ  
ノニ無之義ト心得ヘシ

明治卅一年四月廿日

山田香川郡長

松崎 次郎 印

(香西漁業史<sup>9</sup>)

組合準則時代の行政側の意図は、沿岸の海域は沖合までも含めて沿岸の漁業組合に利用権をゆだね、外部からの  
専用漁業権のような特権的慣行はなるべく排除しようとするものであった。しかし海面官有宣言以来の海面自由化  
の流れは、旧漁業法成立時に旧慣擁護派の巻き返しに遭遇することになる。<sup>(9)</sup>だがこの段階で阿野鷓足郡漁業組合は、  
組合沿岸漁場での中笠居村をはじめとする非組合員の操業を違反操業として、かたはしから告訴した。

告 訴 書

阿野鷓足郡漁業組合頭取

原告人 阿比野 勇

高松市大字天神前

当時香川郡中笠居村寄留

被告発人 菊地キチ

外五十余名

右被告訴人菊地キチナル者ハ慣行ノ漁業者ナルヤ否ヤ判然致サズ候得共何ニアレ我所属海面ニ於テ漁業スルモノナラハ明治廿七年十二月廿日付本県令第五十九号漁業取締規則ニ依リ我組合ニ加入シ其組合ノ証票ヲ携帯シテ漁スヘキモノナルニ之レニ反シ組合加入セスシテ本月廿一日午前十一時頃我所属海面阿野郡王越村沖合ニ於テ鯛網仕卸捕魚ヲ事シタリ個ハ右漁業取締規則第九条ノ違反者ト認メ告発候間此段告訴仕候也

明治卅一年四月廿一日

坂出警察署 司法警察官 御中

(阿比野家旧蔵文書)

このような阿野鷓足郡漁業組合側が主張する違反操業の告訴は、その後の一カ月間だけで次のようにのぼった(表4)。しかし、このうち岡山県・山口県および塩飽諸島との関係が厳密に違反操業の範疇で、告訴件数の大半を占める香川郡中笠居村・高松市関係は、被告訴人側が鯛網専用権の慣行を主張して従来どおり操業を続け、これに対して阿野鷓足郡側は連日告訴を重ねている。(本節未完、注も本節末に廻す)

表4 明治卅一年四・五月の香川県阿野鷓足郡漁業組合海域違反操業告訴

年月日	告訴人	被告
31・4・21	阿野鷓足郡漁業組合頭取 阿比野 勇	香川郡中笠居村寄留 高松市 菊地 千子 外50余名
31・4・25	阿野郡松山村青海漁夫総代 渡辺 広次	香川郡直嶋村 岡田幸太夫 外48名
31・4・29	阿野郡王越村乃生 藤井 栄	香川郡中笠居村寄留 直嶋村 長谷川順吉 外48名
31・5・3	阿野郡王越村乃生 高畑秋太郎	香川郡中笠居村 久保 栄吉
31・5・3	阿野郡坂出町 沖田 善吉	香川郡中笠居村寄留 高松市 西岡 格 外45名
31・5・4	阿野郡王越村乃生 高畑秋太郎	岡山県児島郡玉野村 高石芳太郎 外2名
31・5・4	阿野郡王越村乃生 藤井 栄	那珂郡瀬居島本浦 嶋本 角次 外2名
31・5・4	阿野鷓足郡漁業組合頭取 阿比野 勇	香川郡中笠居村寄留 高松市 菊地 千子 外50余名
31・5・5	阿野鷓足郡漁業組合頭取 阿比野 勇	高松市内町 野村 利平
31・5・5	阿野鷓足郡漁業組合頭取 阿比野 勇	香川郡中笠居村 久保 栄吉 外49名
31・5・5	阿野鷓足郡漁業組合頭取 阿比野 勇	香川郡中笠居村寄留 高松市 菊地 千子 外50余名
31・5・5	阿野鷓足郡漁業組合頭取 阿比野 勇	香川郡中笠居村寄留 高松市 西岡 格 外49名

<p>31 ・ 5 ・ 7</p>	<p>31 ・ 5 ・ 6</p>	
<p>阿野鶴足郡漁業組合頭取</p> <p>阿比野 勇</p>	<p>阿野鶴足郡漁業組合頭取</p> <p>阿比野 勇</p>	
<p>香川郡中笠居村</p> <p>香川郡中笠居村寄留 高松市</p> <p>香川郡中笠居村寄留 高松市</p> <p>高松市内町</p> <p>香川県直嶋村</p> <p>香川県直嶋村</p> <p>香川県直嶋村</p> <p>久保 栄吉 外49名</p> <p>菊地 千子 外50余名</p> <p>西岡 格 外49名</p> <p>野村 利平 外20余名</p> <p>長谷川順吉 外48名</p> <p>岡田幸太夫 外40余名</p>	<p>香川郡中笠居村</p> <p>香川郡中笠居村寄留 高松市</p> <p>香川郡中笠居村寄留 高松市</p> <p>高松市内町</p> <p>香川県直嶋村</p> <p>香川県直嶋村</p> <p>岡田幸太夫 外40余名</p> <p>野村 利平 外49名</p> <p>菊地 千子 外50余名</p> <p>西岡 格 外49名</p> <p>長谷川順吉 外48名</p>	<p>高松市内町</p> <p>香川県直嶋村</p> <p>香川郡中笠居村</p> <p>香川郡中笠居村寄留 高松市</p> <p>香川郡中笠居村寄留 高松市</p> <p>久保 栄吉 外49名</p> <p>野村 利平 外20余名</p> <p>長谷川順吉 外48名</p>

(表 4) 訴訟人

年月日	原告人	被告 人
31・5・7	阿野鶴足郡漁業組合取締所員  渡辺 広次 外1名	那珂郡与島村瀬居 山本喜太郎 外6名 那珂郡塩飽本島 木下 松造
31・5・9	阿野鶴足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	香川郡中笠居村 久保 栄吉 外49名 菊地 千子 外50余名 香川郡中笠居村寄留 高松市 西岡 格 外49名 香川県直嶋村 長谷川順吉 外48名
31・5・9	阿野鶴足郡漁業組合取締所員  高畑秋太郎	那珂郡与島村瀬居 山田 龍造 外2名 香川郡中笠居村 久保 栄吉 外49名 香川郡中笠居村寄留 高松市 西岡 格 外49名 香川県直嶋村 長谷川順吉 外48名
31・5・10	阿野鶴足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	香川郡中笠居村 久保 栄吉 外49名 香川郡中笠居村寄留 高松市 菊地 千子 外58余名
31・5・11	阿野鶴足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	香川郡中笠居村寄留 高松市 久保 栄吉 外49名 菊地 千子 外58余名



(表 4) つき

年月日	告 訴 人	被 告 訴 人
31・5・15	阿野鶴足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	香川郡中笠居村 香川郡中笠居村寄留 高松市 香川郡中笠居村寄留 高松市 久保 栄吉 外49名 菊地 千子 外50余名 西岡 格 外48名
31・5・14	阿野鶴足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	香川郡中笠居村 香川郡中笠居村寄留 高松市 香川郡中笠居村寄留 高松市 西岡 格 外49名 長谷川順吉 外48名
31・5・13	阿野鶴足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	山口県大島郡中蒲室村 山口県大島郡中蒲室村 山口県直嶋村 香川郡中笠居村寄留 高松市 西岡 格 外49名 長谷川順吉 外48名 古谷 新松 外2名 政村長次郎 外2名

31 ・ 5 ・ 19	31 ・ 5 ・ 18	31 ・ 5 ・ 16	
阿野鷓足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	阿野鷓足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	阿野鷓足郡漁業組合頭取  阿比野 勇	
香川郡中笠居村  久保 栄吉 外49名	香川郡中笠居村寄留 高松市 高松市内町 香川県直嶋村 野村 利平 外20余名 長谷川順吉 外48名	香川郡中笠居村 香川郡中笠居村寄留 高松市 那珂郡与島村瀬居 岡山県児島郡呼松村 石原多平次 外2名 三井 国蔵 外23名 長谷川順吉 外48名	香川県直嶋村 長谷川順吉 外48名

